

日本馬術連盟競技会規程 第 35 版
エンデュランス規程 第 807 条 5 の解釈について（変更）

エンデュランス本部

807.5 人馬コンビネーションがスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この人馬は予定時刻にスタートしたものとして、そのスタート時刻が記録される。公式スタート時刻を 15 分過ぎた場合は出場できない。本条項を遵守しなかった場合は失格となる。

※本条文の「公式スタート時刻」とは、第 1 ループのスタート時刻を指すものです。

（第 2 ループ以降のスタートにおいて、スタート時刻から 15 分を過ぎた場合であっても本条文に抵触しません。）

注：2021 年 4 月 5 日付で発表した「エンデュランス規程第 807 条 5 の解釈について」から変更となります。